

## 国際OEM契約で開示される営業秘密、 秘密情報の保護管理について

GBC（ジービック）大貫研究所 代表  
公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
京都国際調停センター Board Member, Mediator

大貫 雅晴

国際OEM契約交渉では、OEM製品の製造、加工に係る、仕様書、見本、技術資料の開示、工場見学などが伴うことになる。これらは営業秘密、秘密情報が含まれることが多い。これらが特許権等で権利化しておれば心配ないが、ノウハウ等の営業秘密の場合には、その秘密性、秘密保護管理が重要である。営業秘密、秘密情報の法的保護は不正競争防止法による保護と契約法上の保護がある。

### 1. 不正競争防止法による「営業秘密」の保護

営業秘密は日本では不正競争防止法で保護される。営業秘密の定義について、不正競争防止法第2条6項では、「営業秘密」の定義を次のように設けている。

- ①秘密として管理されていること（秘密管理性）、
  - ②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術情報又は営業上の情報であること（有用性）、そして
  - ③公然として知られていないもの（秘密性、非公知性）
- 上記の秘密管理性、有用性、非公知性の三要件を全て満たすことを条件に、不正競争防止法上の法的保護を受けることができる。

営業秘密の不正競争行為については、不正競争防止法2条1項に、営業秘密の不正競争行為として第4号から10号までの類型が規定されている。

同第4号で示される不正競争行為は、①窃盗、詐欺、脅迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（不正取得行為という）又は②不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為である。営業秘密のうち技術上の秘密については、同第10号で、その技術上の秘密を使用することにより生じた物を譲渡し、引渡し、譲渡又は引渡の為に展示し、輸出し、輸入する行為を不正競争行為としている。

営業秘密の侵害に対する民事上の救済措置としては、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害する恐れがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができるとして、差止請求の救済措置、及び損害賠償請求の救済措置がある。

刑事上の措置としては、営業秘密侵害罪として10年以下の懲役、罰金、個人2千万円（海外3千万）、事業主5億円（海外10億）以下の罰金が科せられる（同法第21条第1項）。

### 2. 営業秘密の国際的保護

営業秘密の国際的保護に関しては、WTO TRIPS協定（「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」）第39条（開示されていない情報の保護）に秘密情報の保護の規定があり、WTO加盟各国は秘密情報の保護制度をもうけることを義務づけられている。従って、WTO加盟諸国は同様の保護措置制度を設けており、前記の三要件（秘密管理性、有用性、非公知性）は諸外国においても実質的に営業秘密の保護の条件とされている。尚、同39条は、秘密情報の最低限の保護水準を示しており、同協定の加盟国の保護制度は各国独立した制度であり、その内容は異なるので、関係する国ごとの法制度を調査、確認する必要がある。

### 3. 契約による「秘密情報」の保護

前述の不正競争防止法の下での営業秘密の保護の他に、契約法上の保護がある。具体的には、当事者間で交わされる秘密保持契約書である。秘密保持契約書を締結する目的は、「不正競争防止法」や「営業秘密」とは関係なく、秘密保持契約書で「秘密情報」を定義して、当該情報の秘密保護の取り扱いを規律して、その秘密情報の保護ができることにある。

秘密保護の規律に違反した場合は、民法などの法的救済があり、契約違反として、損害賠償、差止の対象となる。秘密保持契約を締結するメリットは、

- ①営業秘密を開示した相手方に対して、秘密を保持して、第三者に開示しない、また、目的外に営業秘密を利用しないことを契約書に規律して拘束できること、
- ②秘密保持義務の規律に違反した場合、秘密保持契約違反を理由に損害賠償を請求できること、そして、
- ③秘密保持契約を結ぶことは、不正競争防止法に定義される営業秘密の三要件の一つである営業秘密の秘密管理の要件を満たすことになり、不正競争防止法による法的保護を受けることができることにある。

秘密保持契約は、契約交渉に入る前に、又は秘密情報を開示する前に締結されるものである。契約書の形式は様々であるが、当事者双方が各々守秘義務を負う契約（双務契約）と一方の当事者のみが守秘義務を負う契約（片務契約）に分かれる。

（次号から秘密保持契約書を取り上げる）